

審 第 6 8 4 号
答 申 第 5 0 3 号
平成 3 0 年 6 月 2 5 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘 司 久 雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 7 年 1 1 月 1 3 日付け障第 2 9 4 0 号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

諮問第 6 1 1 号

平成 2 7 年 1 0 月 1 6 日付けで異議申立人から提起された、平成 2 7 年 1 0 月 1 4 日付け
障第 2 5 8 2 号で行った行政文書部分開示決定及び行政文書不開示決定に係る異議申立て
に対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、平成27年10月14日付け障第2582号で行った行政文書不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を取り消し、精神保健指定医（以下「指定医」という。）の指定取消処分（平成27年4月17日付け）を受けた医師が関与した措置診察（平成22年度から平成26年度分）に対して、県が支払った報償費及び交通費等の支払いに関する行政文書（以下「本件報償費等に関する文書」という。）について、開示決定等をすべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成27年9月13日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「〇〇〇〇（川崎市）の医師が『精神保健指定医』の資格を不正取得したなどとして、厚生労働省に指定を取り消された問題で、千葉県は平成27年4月30日、処分を受けた20人のうち2人の医師が2010～14年度の間に関内（千葉市を除く）で11人の患者の措置入院などの判定に関わっていたと発表した。

これについて千葉県は調査していると言う。その件に関する情報一切。また、その件に付随する診療報酬の不正についての情報一切。ただし、私が平成27年6月12日付けで作成した請求書による開示請求で特定された行政文書を全て除く。

請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等

および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。

また、事案の移送もお願いいたします。」

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求のうち、指定医の指定の取消処分を受けた医師による措置入院の判断に関する千葉県の調査（以下「本件調査」という。）に係る対象文書として、「支出負担行為・支出伝票（精神保健指定医の指定の取消処分を受けた医師が関与した措置診察等の判定結果の検証に係る報償費）」（以下「本件対象文書」という。）を特定した。

4 実施機関による決定

実施機関は、本件対象文書について、平成27年10月14日付け障第2582号において行政文書部分開示決定（以下「本件部分開示決定」といい、本件不開示決定と併せて、以下「本件各決定」という。）を行うとともに、本件請求のうち「診療報酬の不正」に関する行政文書は作成及び保存していないとして、本件不開示決定を行った。

5 異議申立て

異議申立人は、本件各決定を不服として、平成27年10月16日付けで異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件各決定を取り消して、更に請求対象文書を特定した上で、請求した情報は全て開示するとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

不開示部分はいずれも、条例第8条第2号に該当しない。また、たとえ該当したとしても同号ただし書全てに該当する。

また、不開示については対象文書が全くないとは考えられない。

3 意見書の要旨

(1) ○○○○医科大学（以下「本件医科大学」という。）の指定医の指定の取消処分に付随する診療報酬の不正・返還に関する文書について、神奈川県、

横浜市、川崎市及び相模原市が、「厚生労働省は『処分するまでの指定医としての行為は法的に有効』としてお」ることを受けて、「報酬の返還を求めるのは法律上難しい」と判断している。千葉県においても、その判断を示す文書やその判断に至る経緯を示す文書等を特定すべきである。仮に、報酬の返還を求めないという判断をしたのであればその判断に関して、その経緯や別の選択肢などを示す文書も特定すべきである。

また、報道によると、本件医科大学が平成27年4月25日頃に、「指定医に上乘せされる診療報酬について、不当に受け取った分については自主返還を検討する考えを示している。」としている。本件医科大学から自主返納する旨の文書を収受しているのであれば、対象文書として特定すべきである。

(2) 氏名は、指定医の指定を取り消された指定医が実施した措置診察等の判定結果を検証した指定医のものである。

指定医は、たとえ普段民間病院に勤務していようとも、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第19条の4第2項により特別職の公務員であるから、条例第8条第2号ただし書ハに該当する。

指定医の氏名は、医師の氏名であるとともに我が国の精神医療は国際的にも国内においても強く非難されている。指定医の公的性質の強大性を考慮しても条例第8条第2号ただし書ロに該当する。

第4 実施機関の説明要旨

1 本件各決定について

(1) 実施機関は、本件請求のうち、本件調査に係る行政文書として本件対象文書を特定し、本件部分開示決定を行った。

(2) 実施機関は、本件請求のうち、本件調査に付随する診療報酬の不正についての情報については、文書探索の結果、対象となる行政文書は不存在であるとして、本件不開示決定を行った。

2 本件対象文書の内容について

本件対象文書は、指定医の指定の取消処分を受けた医師が関与した、措置診察等の判定結果の検証（以下「本件検証」という。）を行った指定医（以下「本件検証者」という。）への報償費の支出に係る支出負担行為・支出伝票であり、支出負担行為・

支出伝票、控除内訳書及び報償費内訳書から構成されている。

3 部分開示の理由について

本件対象文書のうち、実施機関が不開示とした情報は、支出負担行為・支出伝票の債権者の番号、住所、名称（氏名）及び振込先（口座番号・口座名義人名・金融機関名）、控除内訳書中の債権者の番号及び氏名、報償費内訳書中の氏名であり、いずれも、個人に関する情報で、特定の個人が識別される情報であることから、条例第8条第2号に規定される個人情報である。

なお、これらの情報は、同号ただし書のいずれにも該当しないことから不開示としたものである。

4 異議申立ての理由について

異議申立人は、本件不開示決定について、全く存在しないとは考えられないと主張している。実施機関としては本件異議申立後、再度の探索を行ったが、対象文書は不存在である。

また、異議申立人は、不開示部分はいずれも、条例第8条第2号に該当しない旨及びたとえ該当したとしても同号ただし書全てに該当する旨主張している。

しかしながら、上記のとおり、同条第2号の不開示情報に該当し、かつ、同号ただし書には該当しないものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件不開示部分について

- (1) 実施機関は、本件対象文書に記載された情報のうち、債権者番号、債権者の住所、氏名及び振込先を条例第8条第2号に該当するとして、それぞれ不開示とした。

これに対し、異議申立人は、本件部分開示決定により不開示とした部分は、同条第2号に該当せず、開示すべき旨主張している。

そこで、本件不開示部分に係る本件部分開示決定の妥当性について、以下検討する。

本件対象文書のうち、支出負担行為伝票・支出伝票の債権者番号、住所、名称及び振込先の各欄には、本件検証者の債権者番号、住所、氏名及び振込先がそれぞれ記載されている。

また、控除内訳書のNo 1－1欄中の債権者欄には、本件検証者の債権者番号及び氏名が、報償費内訳書の氏名欄には、本件検証者の氏名がそれぞれ記載されている。

上記情報は、上記検証者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められることから、条例第8条第2号本文前段に該当する。

また、本件検証は、法第19条の4第2項で定められた公務員としての職務に該当するものとは認められない。

したがって、上記情報は、公務員の職務の遂行に係る情報とはいえ、条例第8条第2号ただし書ハにも該当しないと認められ、また、同号ただし書イ、ロ及びニにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(2) なお、本件部分開示決定通知書においては、開示しない部分を一部記載しておらず、理由説明書において上記部分を追加しているところ、実施機関においては、今後決定通知書の作成に関し、遺漏のないよう処理されたい。

2 本件不開示決定について

異議申立人は、本件医科大学の指定医の指定の取消処分付随する診療報酬の不正・返還に関する文書について、千葉県においても、報酬の返還を求めないという判断をしたのであれば、その判断に関する文書等を特定すべきであり、また、本件医科大学から診療報酬を自主返納する旨の文書を収受しているのであれば、対象文書として特定すべきであると主張しているため、以下検討する。

当審査会が、実施機関に対し、診療報酬の返還に関する文書を保有していないか改めて確認を求めたところ、実施機関では、診療報酬の返還についての検討も行っていないことから、診療報酬の返還を求めないという判断に関する文書も作成しておらず、また、実施機関は、本件医科大学から自主返納する旨の文書を収受していないとのことであった。

そこで、当審査会が調査したところ、精神保健医療に係る診療報酬の不正及び返還に関する事務は、健康保健法（大正11年法律第70号）により、厚生労働省保健局が所管していることが認められた。

そうすると、実施機関が、「診療報酬」に関する事務を所管していないことからすれば、実施機関が「診療報酬」の返還に関する行政文書は作成・保有していないとしたことについては、不合理な点は認められない。

しかしながら、一般的に、診療報酬に関する事務が実施機関ではなく、厚生労働省の所管であることが周知されているとは考えにくいことから、異議申立人は、本件請求において、「診療報酬」に限らず、広く金銭の支払一般に関する情報の開示を求めていると考えるべきである。

したがって、実施機関は、本件報償費等に関する文書について、開示決定等を行うべきである。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

4 結論

実施機関は、本件不開示決定については、報償費等の支払いに関する行政文書を対象として、改めて開示決定等をすべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年11月19日	諮問書の受理
平成28年6月20日	実施機関の理由説明書の受理
平成28年7月22日	異議申立人の意見書の受理
平成29年11月22日	審議
平成29年12月20日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏名	職業等	備考
木村 琢磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	部会長職務代理者
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
日名子 暁	弁護士	

(五十音順)